

最低賃金制度の充実に関する意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定による別紙意見書を秦野市議会会議規則第 14 条第 1 項により提出するものとする。

平成 23 年 6 月 28 日提出

提出者	秦野市議会議員	福 森	登
賛成者	同	木 村 眞	澄
同	同	山 口 金	光
同	同	高 橋 文	雄
同	同	三 竹 正	義
同	同	和 田 厚	行

提案理由

雇用環境が依然厳しい状況下、神奈川県最低賃金の諮問・改定を早期に実施し、フルタイム正規雇用労働者の賃金水準への接近を基本として、「生活できる最低賃金」とするための対応を図るなど、適切な措置を講じるよう国に意見書を提出するものであります。

## 最低賃金制度の充実に関する意見書

新規卒業者を含めた正社員の採用の減少や、雇用形態の多様化を理由に進められた労働者の非正規化などで、低賃金層が増大している。こうした雇用環境の著しい変化の中で、最低賃金制度の果たす役割がますます大きくなっている。

最低賃金制度は、賃金格差を是正するために、必要不可欠な社会的セーフティネットのひとつであり、その機能を有効にするためにも、地域別最低賃金の改善、特定最低賃金における企業内最低賃金協定の締結拡大、適用労働者の拡大と均等・均衡待遇が重要な課題である。

したがって、国において、次の事項が実現されるよう要望するものである。

- 1 神奈川県最低賃金の諮問・改定を早期に行い、「同一価値労働同一賃金」の観点に立ち、フルタイム正規雇用労働者の賃金水準への接近を基本に、非正規雇用労働者賃金の改定を図ること。

また、特定最低賃金の改定については、大企業の組織労働者の賃金水準への接近を基本に改定を図ること。

- 2 最低賃金の改定にあたっては、地方最低賃金審議会の自主性を尊重すること。
- 3 最低賃金論議については、生活保護との整合性が明確にされたことから、早期に生活保護を下回らない「生活できる最低賃金」となるよう適切な対応を図るとともに、その趣旨及び内容の周知徹底を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月28日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
厚生労働大臣  
様

秦野市議会議長 平 沢 信 子